

新庁舎建設に関する調査特別委員会

(第 17 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 27 年 11 月 25 日 (水)		
開 会	午後 2 時 00 分	閉 会	午後 3 時 03 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子、星見 健蔵、横山 明、伊藤 幾子 長坂 則翁、桑田 達也、下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子、議事係主幹：金岡正樹		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長：藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 主 幹：宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任：田中 友一 庁 舎 整 備 局 専 門 監：前田喜代和		
傍 聴 者	7 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆さん、大変御苦労さまです。12月議会の前という大変お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまより新庁舎建設に関する調査特別委員会第17回を開会したいと思います。

それでは内容のほうに、新本庁舎設計者選定についてということで、執行部説明をお願いいたします。藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 内容の1点目です。新本庁舎設計者選定について御報告をさせていただきます。11月23日、月曜日、祝日でございましたけれども、月曜日の午後、新本庁舎設計者選定の公開プレゼンテーションとヒアリングを実施いたしました。同日、代表企業の応募者の第二次審査と、それから市内企業応募者の審査を行っております。

選定結果といたしましては、代表企業は技術提案をいただいた6者の中から、最優秀者といたしまして株式会社久米設計大阪支社、それから市内企業は5者から参加表明をいただきまして、5者全てが市内企業を優秀者に選定をされました。市内企業といたしましては、五十音順で御報告させていただきますと、有限会社アーキテック、それから有限会社門脇構造研究所、有限会社木下建築研究所、有限会社塚田隆建築研究所、それから株式会社白兔設計事務所でございます。

審査の結果と審査の公表につきましては、昨日、建設委員会の松原委員長が来庁されまして、市長へ報告をいただきました。内容につきましては、昨日資料提供をさせていただいたものでございます。

代表企業の公表の内容といたしましては、みんなでつくる鳥取市庁舎の考え方をよく理解されておりまして、市内企業との業務取り組み体制や、市が設定しておりました6つのテーマについて、高いレベルでの提案がどの者ともありました。その中で、最優秀者に選定されました久米設計につきましては、市民の拠点となる鳥取らしい庁舎ということで、4つの庭を提案されまして、まちのにぎわいを創出するという御提案の内容であるとか、また防災拠点といたしまして可変性や、それから時代の変化に対応するフレキシビリティの高い庁舎ということなどについて具体的で実現性が高いなどということで、高い評価がされました。市内の企業につきましては、各者とも地域に精通した独自の視点で提案をされておりまして、鳥取市の考え方をよく理解されておりまして、審査の結果、応募者全てを市内企業優秀者として選定することを決定いたしました。

これを受けまして、市として建設委員会で報告をいただいたとおり、代表企業の最優秀者とそれから次点、また市内企業優秀者5者を決定をいたしました。

今後の日程といたしましては、本日より14日以内に共同企業体を結成をしていただきまして、年内には契約締結をしたいと考えております。以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 それでは、委員の皆様、御質問なり御意見がございましたらお願いします。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 いただいている資料の3ページの下に、評価点ということがA者からF者という

ことであるんですけども、それぞれ評価事項ということで、事項と配点がそれぞれ書いてあるんですが、恐らく例えばね、(A)の市民の拠点となる鳥取らしい庁舎ということで、配点が160点になってるんですが、これ1つで160点じゃなくて、この市民の拠点となる鳥取らしい庁舎という中でも何か細かく採点つというか、判断する基準がばあつとあると思うんですね。そこまで書いてる資料がいただきたいんですが、強いて言えば、それぞれの点がどうで、結局、合計、A者なら117.33になったとかね。もうちょっとわかるようなものが出していただけないでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 それは大丈夫ですか。局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。こちらで公表の中でお示ししている評価点につきましては、8名の委員の合計点ということで、それぞれの配点部分を上げさせていただいております。

内容について、さらに細かい部分ということでございますけれども、そこにつきましては審査会の中で協議した内容の一部でございますので、傾向としてここでお示したものとということで、今のところこれ以上のものをお示しする予定はございません。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この、6名の委員の方の合計点がそれぞれあるということで、これより細かいものは出されないということなんですが、その6名の名前はわからないにしても、6名の委員さんが、A、B、C、D、Eとかね、そういうのもいいんですけど、それぞれがどういう採点をしたかっていうのも出てこないってことでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 先ほど言いましたとおり、この8名で800点ですので。ですから、1名100点ということになります。ただ、どなたがどういう採点をしたのかということは公表いたしませんということです。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 名前までは出さなくても、Aさん、Bさん、Cさんっていうね、例えば指定管理だったかちょっと記憶が定かじゃないですけど、それぞれの委員さんがどういう評価をしたかっていうのは、指定管理かな。出てくるんですよ。それが誰か特定はできませんけれども、8名なら8名の委員さんが平均的に同じ評価をされてるなっていうものもあれば、何か人によって全然評価が辛口の人もいたりとかね、やっぱりそういったものが、実際、今、市がやっている事業の中で見れるものがあるので、これがそういう出され方ができないっていうのは、何か根拠っていうかね、そういう、これはこういう入札のもんは出したらいけないとかね、そういう何か縛りがあるのかどうか。それとも執行部の判断でそこはどうでもなるんだったら、やっぱり個人の名前まではいいですので、やっぱり8人がどういう評価をされてるのかっていうね、もうちょっとわかる資料を出していただきたいと思うんですけど。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この審査委員会の総意としてどういう傾向であったかということでお示しするのがこの総評でございまして、個別にどう判断をしておったか、それはどう結果に反映してくるのかということまでは、執行部としては予定をしておりますので、これは出し

ません。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ、これは確認ですけども、建設委員会の中で、そのことはちゃんと確認をした上でね、個々のそういう点、点を出さずに全体の合計の、総意としてそういう点を出すということでちゃんと確認をされてるのかどうか。でも、それちょっと議事録ないから確認のしようがないんですけど、そこはどうなんでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この総評を作成するに当たりまして、その評価をどういう形で表現していくのかということは、委員会の中で確認をとっております。ですから示し方として、8人全員の合計、それをそれぞれの者の配点としてお示しするということでは確認とっておりますので、この表現でいきたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 最終的なそういう出し方はね、それはわかるんですけど、要求があった場合に、個別のね、個々のね、8人分のそれぞれ何点つけたかっていうね、名前はわからないにしても、そういったものの請求なり要求があった場合でも、それはもう出さずにおりましようねと、そういうとこまでちゃんと建設委員会で確認をされてるのかどうか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 それ、情報公開という観点からということでしょうか。

◆伊藤幾子 委員 それ以外にどんな方法があるの。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 請求ですよ。そうなった場合は、審議内容が非公開か公開かという御判断を、ということですよ。今、おっしゃってるのは。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちゃんと正当な手続として情報公開という請求まで、私考えてなくて、例えば、議員がこうやって委員会開いていることぐらい、建設委員会の方も知っておられるので、そういった報告したときに、そういった請求があるかもしれないということで、事前にそういったちゃんと相談をされて、個別のものは出さないようにしましょうと。そういうことがちゃんと議論された上でのことなのかなと。そういうことを全然全く想定されてないのかな。その辺がどうなのかなと。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 それは特別委員会で請求あった場合にということですか。

◆伊藤幾子 委員 うん。そうそう。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ここについては、公開のプレゼンテーションということでやってるわけなんで、公開できるもの、それと審議に対する結果については、当然公開する。審議内容についてまでは公開しないということであらかじめ委員会の中では確認とっています。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。そのほか。米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、ちょっとお尋ねしたいんですけども、市長さんにこの報告を持っていかれたのは何時ごろ行かれたんでしょうか。この報告ありますね、今回のプロポーザルの

結果報告。

◆寺坂寛夫 委員長 藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 午後でございます。

◆米村京子 委員 何時ごろでしょうか。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 2時前から。ぐらいに、ですね。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 それで、報道に報告されたの何時ごろですか。もう2時、そのぐらいですか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 その開催をするということで、報告をするという取材ですね。その報告ですね。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。いや、もうプロポーザルで決まった結果報告、市長さん出されましたですよ。あれの時間を教えてください。それと時間と、それから報道にそれこそ言った、どういうんでしょう、報告された。取材報告の時間帯教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 委員長から報告、市長に受けたのが、1時50分から報告を受けたということで思っております。それから、取材についてもその時間帯にということで、事前に記者クラブを通じて周知はしております。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、じゃあ、その1時半ぐらい、1時50分ぐらいには、もう既にわかってたということなわけなんですけども、我々議員に来た報告の中では、17時31分のファクスだったんですよ。もう、ここ、もうファクスの時間出てますんですね。それに関して、もう1時、それこそ2時ぐらいには出てて、報道にはちゃんと、報道のほうはとにかく、この委員会申しわけないんですけど、ちょっと皆さんにもう一度確認したいんですけど、報道が先行し過ぎじゃないかなと思ってるんですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この報道は、審査会、いわゆる建設委員会の委員長から市長に対しての審査結果の報告なんです、この内容はですね。審査結果の内容の報告。それを受けて市長が、この結果を踏まえて設計に入りますよという決断を今度するわけですよ、執行部として。そのしたものを、議会から各委員さんに報告させていただいたという流れです。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。いつも疑問で、私疑問ばかりで申しわけないんですけども、常に議会として報告ということになってるって言われるんですよ、常に。この庁舎特別委員会は報告、報告、ずっと言われているわけなんですけども、本当に報告だけで、じゃあ、この調査報告委員会はどういう役目を果たしていくのかっていうことをもう一度ちょっと私理解できないんで、執行部さん、もしわかれば教えてやっていただけませんか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今、先ほど言いましたとおり、審査会の報告を受けたという事実と、それを受けて市が意思決定をするということがございます、業者を決定しましたと。そのことを通知をきのうは議員さんにファクスで送らせていただいたということですので、おくれるとかそういう問題、時点時点で報告をさせていただいたと思っています。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 確かにあの時点時点でも、必ず報告いただいています。おくれればながらっていうことだったんですけど。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 いいですか。決しておくれるとかそういう問題じゃないと思います。これは意思決定したのはその時間帯で、決定した直後に送らせていただいたわけですから。

◆寺坂寛夫 委員長 わかりましたか。

◆米村京子 委員 少しわからない部分あるんですけども、ほぼはわかるんですけど、あとはちょっと水かけ論になるかもしれませんけども、実際問題、じゃあ、もう13時50分の時点で、もしかあれだったら、15時でも私たち、何ていうですか、この調査委員のほうに報告があってもいいんじゃないですかっていうことになりますね。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 それは審査委員会の報告事項に対しての報告ということであればね、今、米村議員が言われたことになるとは思いますけども、まずは業者が決定するということを経済決定する必要はございますので、そこを経済決定をして、その結果、久米設計で設計業務委託することになりましたという報告をタイムリーにさせていただいたという考え方です。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 タイムリーにさせていただいたっていうこと、結果を報告、17時31分にこの委員の人たちにはされてるわけですが、それまでにもう決まったことは報道のほうで、報道のほうに先に言ってるわけですよ。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 その13時50分の段階では、審査委員長から、建設委員長のほうから市長に審査結果の発表をしたと、報告をされたということであって、これによって市のほうがその業者に決定するかどうかというのはまだ決まってないわけですから。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 まだ決まっていないですからって言われましたけども、報道のほうでは決まったように言ってるわけですよ、既に、もう6時の段階の報道では。それと、新聞なんかも全部言ってるわけじゃないですか。あれは、言った言わないっていうことになると、もう報道がやってるわけですから、それに関してのことに関してはどうお考えですか。要するに、私が言いたいのは、あの時点でもう決まった、何ていうか、決めた時点で本当、早く私たちにも情報をいただいてもよかつたんじゃないですか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長、先ほど説明されてますよね。あくまでも委員会、委員長報告をされて、報告。それは受理っちゃうか、市長の判断で、それはまだ判断はされてない状況で、マスコミ

は情報を仕入れてますよ。だけど、最終判断っちゅうのは、また後だと思えますよ。そのことを局長話されてますけど、わかりませんか。米村委員。

◆米村京子 委員 いまいちちょっとわかりにくい。というのが、今までいろんな意味で、本当に情報のほうが先走った部分がこの委員会の中にありましたんで、どうしても何かその辺でちょっと納得いかない部分がありました。でも今、委員長さんのほうから何かそういう意味での納得することがありましたんで、その辺のことに関してはこれで納得、ちょっとしないですけどしたいと思っております。それで、次に入らせてもらってもよろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 はい。

◆米村京子 委員 次のことなんですけども、今盛んに言われています、くいの問題があるんですけども、その設計の段階のくいですね。このくい、あそこの市庁舎建てるところの岩盤はあるんですか、底のほうに。その辺のことをちょっと知りたいと思ひまして。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 私から、じゃあ少し答えさせていただきます。あそこは、以前にパイロットボーリングと申し上げまして、事前調査を行っております。その事前調査の結果、いわゆる工学的基盤という、いわゆる建物を支える基盤については砂利層と、岩盤ではなしに砂利層にN値、いわゆる地場の強さをあらわすN値が50、60ある層なんですけれども、そこに建物を支えようということでございます。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 じゃあ、完全なる岩盤っていうのはないっていうことで、理解してよろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 完全なる岩盤というものはございません。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。じゃあ、もう一つも、補助の市民交流スペースとか、そういうものがあるんですけど、そこに関してはまた別の工法でされるような図面、図面っていうか、図にはなってるんですけど、そういう形でよろしいのでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。今回の技術提案の中には、先ほど先生もおっしゃいましたように、市民交流のところは、2階建て部分とそれから本建ちの部分とが、いわゆる分棟、棟が別になっております。ということで、その部分、いわゆる2階建て部分については、重要度係数を1.5倍、1.5にして一般耐震で行うと。それから、本建ちのほうは免震構造で行うというふうに書かれております。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、またお聞きしたいんですけど、建設コスト8%削減の中の、下のほうの構造躯体のことなんですけども、この辺の構造躯体についてのことをちょっとSRCの柱、CFT柱っていうことで、もう一度ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 お答えします。今回の技術提案の中には、柱の中にコンクリートを流し込むという、いわゆるCFT構造、比較的新しい工法なんですけれども、いわゆる鉄骨の弱点をコンクリートで補強し、コンクリートの弱点を鉄骨で補強するような、合理的な構造形態でやっていこうというふうに書いてございます。というところよろしいでしょうか。

◆米村京子 委員 わかりました。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。はい。そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この23日のプレゼンのときに、私はA者とB者しかちょっと聞いてないんですけど、翌日の新聞報道だったかな、いろんな各社が書いておられた中に、例えば議場のことで、何か2階に設けて可動式にして、何か市民が使えるようにだか、何かそういったようなことを提案した業者もあったというふうに書かれてたんですね。

その議場の活用については、一応ちゃんと議会で話をして、中間報告で、この特別委員会でも書いた経緯があるんですけど、あららと思ったんですよ。何か言って、こっちが一応、今の時点での議会としての示してる考えと違うような提案がされてきてると。それが必ずしもいけないっていうわけではなくって、この間、特別委員会の中で本当に機能とかいろんなことを議論してきてるわけですよ。それが例えばおおむね何か6階だったり、おおむねなので8階もありかもしれないけれども、結局、提案を聞いたときとか、新聞記事を見たときに、これまで私らがしてきた議論ちゅうのは一体どこで逆に反映されてくるんだらうかって疑問があったんですね。それで、まあ言ったら、まあ面積、場所ですね。あと、まあまあ考え方さえあれば、設計業者っていうのは提案ができる。独自にいろいろ考えて、6階もあれば8階もある、いろいろね。ああ、だから本当、それはそれで、やはり業者の方が考えられるからすごいなと思いつながら聞きましたけど、反面、私たちが今までやってきたことは、ちょっと何か、いや、これ無駄だったんじゃないのっていう印象を受けたんですね。だから、やっぱりちょっとその辺、すごく正直違和感を持ったんですね。それだったら、別にそんな議論してこんでもよかったん違うかなとかね、思いつながら聞いてたので、ちょっとこれまでいろいろ一致してないことがいっぱいありますけど、この委員会の中でも。でもやっぱり、これまでの議論っていうのは、いつどこでどのように役に立っていくものなのか、ちょっとそのあたりを教えていただけたらと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 今回はプロポーザル、いわゆる技術提案力、これをはかってどこの業者を決めていこうかということで、プロポーザルを採用させていただいたということになります。

それで、この提案された内容というものをそのまま設計に反映していくという趣旨の内容でございませぬので、あくまでも設計会社、こちらのほうが持っている技術力、アイデア能力、こういったものがどういった面に出されてくるのかなということをプレゼンで評価させていただいたということなんです。ですから、コンペと違いまして、提案された内容に縛られるというものではございませぬので、今回、これプロポーザル出したのは、鳥取市の考える基本計画、この内容に即してという制限を出しておりますけれども、それぞれの会社がいろんなアイデア

を持って、自分とこの技術力をアピールしてきたというところでございますので、実際の基本設計を作成するに当たりましては、当然、議会の中では議会の内容を議論していただいたわけですから、そのものの内容を反映できるように設計に加えていくという考えでおります。ですから、出された提案内容がそのまま設計に反映していくという考えはありませんので、ただ、これをベースにするということはありませんけども。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 恐らく最優秀だと判断された理由の一部が3ページのところに書かれてあるので、4つの庭については崩すことはないだろうなど、外すことはないだろうなどは思いますけれども、建物の形にしろ、高さにしろ、今後の議論でどうにでもなるといいますか、縛られたものではないということで理解をさせていただきます。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 まず選定方法の性格上から、これまで我々特別委員会が、例えば駐車場の確保の問題であるとか、防災の観点から災害時における多目的スペースの活用であるとか、そういうこれまで議論してきたことが、このプロポーザルの中で各業者が理解をされ、そして選定をされていったという経過自体は、私は何ら問題ないというふうに思っておりますし、我々の特別委員会でこれまで議論してきた内容についてもよく御理解された上で、このような御提案いただいているというふうに理解をいたします。

それで、ちょっと2つお聞きしたいんですけども、まず先ほど米村委員のほうから、いわゆるこの本庁舎の敷地の部分ですが、岩盤ということをおっしゃって、専門監のほうから砂利層なんだということの御説明があったわけですが、ちょっと改めて確認ですけども、この砂利層だからといって、この軟弱な地盤の上に建つということではなく、しっかりとした堅牢な、この工法も用いて、確かな災害時でも安心の庁舎の建設になるということが、改めてその辺の大丈夫なんだということを変更して御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは建設コストのことなんですけど、今回、選定をされた久米設計さんの場合、このA3の2枚目のライフサイクルコストを縮減しながら、安全・快適に利用できる庁舎ということで、8%以上の削減ということが明示をされております。4ページのC者113ポイント、このC者の場合とかそれからE者の場合も、ほぼこのA者、久米設計さんと同点数、もしくはそれよりも高い点数になっておりますが、この削減幅ですね。建設コストがどの程度削減されるのか御説明があったかどうか、そのプレゼンの中でですね。この久米設計のように8%以上とか、具体的な数値の表明があったのか、教えていただきたいと思っておりますし、また、審査会の中でこのあたりがどのような議論があったのか、教えていただきたいと思っております。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 最初に地盤の件をお答えしたいと思います。鳥取市自体の、いわゆる建物を支持している地盤っていうのは、この庁舎もそうですし、今隣でつくっている日赤もそうですけれども、砂利層に支持されているということで、鳥取市ほとんどっていうか、全部ですね、そういう砂利層でもって支持をされているということでございますので、そこで支持されることで安全性が低いとか、そういうことはございません。大丈夫、自信を持ってお

ります。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 このコストの削減という点につきましては、いわゆる各者に、時代の変化や職員の増員、柔軟に対応できる庁舎としてのコストの削減、庁舎についての考え方をと
いうことで、いわゆる技術提案書の中身の中に含めて提案していただくように、これは各者に
問題として投げかけておりますし、その中でやはり各者とも、当然建設コストっていうのにつ
きましては、時代の変化と工事の関係ですね、そういうのに対してということもありますけど
も、これは基本設計を考える中で、市としての考え方を踏まえながら面積を考えていく。そう
いうことによって縮減を図っていくということに、実現に向けて考えるのは可能ですというこ
とであったんです。

それで、ここでいう8%を削減しますっていうのは、こういったことを考慮しながら今回の
提案をしてきましたという中身でありまして、これから先、こういうことをもとに削減してい
きますという、この提案の流れではないです。ですから、コストの縮減に当たっての考え方と
いうのは、どの設計会社においても面積の部分、適正な面積を把握した上で、それで建設コス
トに反映していくような形のものを設計していきたいという趣旨のことは事実言っておられま
した。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。私のほうから、前田専門監になりますけど、やはり地場の問題
ですね、N値30、砂利層。あくまでもボーリングデータに基づいて、今後またその配置に基づ
いてボーリングされるわけですから、そこで強度、支持層まで探すということ、それはされ
るわけですからね、だけえ、どんどん何でもかんでも打つんではなしに、配置に基づいた適正
な場所のボーリング調査をやるということですね、それでよろしいですね。専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 はい。そのとおりでございまして、今、試験的に2カ所、ボー
リング調査を行っておりますけれども、今後、建物の位置が決まり次第、複数のボーリングな
り、それからいろんな調査を行って、支持層をきちっと確認をして、建物が安全であるよう
にっていうことは確認をしながら行いたいと思います。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほか。米村委員。

◆米村京子 委員 そのことに関してなんですけど、この大きな8階建ての建物と市民交流スペ
ースの間がどうしてもくいの打ち方が違ってきますですね。そうしたときによく、県庁なん
かでも、前の鳥取署なんかでも、すごい普通のところの地盤沈下ってのの差が物すごかったよ
うに思うんですけど、そういうこと起こり得りことはないんですか、この基礎の関係では。

◆寺坂寛夫 委員長 前田専門監。

○前田喜代和 庁舎整備局専門監 地盤沈下が起こるときには、粘土層が圧密、いわゆる粘土層自
体が豆腐を固めるようにして地盤が沈下をするっていうことは往々にしてあるんですけども、
ここについては、以前でも少しパイロットのときも調査をいたしましたけれども、地盤沈下は
ないというふうに思っております。ただ、本建ちの建物は免震、それから2階建ては一般耐震
ということで、そこでエキスパンションジョイントが出てくるんですけども、そのジョイン
トを適切に処理をして、段差等が起きないようにいたします。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 最後に1件なんですけども、応募者の鳥取市の市内の優秀者っていうのが5者できたっていうことで、久米設計と一緒にされてしまうんですけども、これは5者全者なんですか、それともやっぱり3者以上っていう、その枠の中でだったんでしょうか。その辺のことをちょっと教えてください。ジョイント組む場合、共同企業体。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 このたびの公告の条件で、選定された市内業者の中から3者以上と共同企業体を組んでくださいと言っておりますので、これから協議をされることと考えております。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この評価点の市内企業応募者との業務取り組み体制ということで、これも評価の1つになっているんですけど、共同体を組む場合に市内業者との関係はどうかと、対等なのかというような質問も出てましたが、そもそも募集要項で対等とすると書いてあったので、対等は原則もうそうなんです、だからプラスもなければマイナスもないということで、それに関しての配点はないだろうと、加点はないだろうと思ったんですね。あと、30%以上の出資比率っていうことで、それは各者いろいろあるんだろうと。あと、市内に事務所を置くとか置かんとかいろいろあるんだろうと。じゃあ、点数が出てますけど、この取り組み体制の中で、6者ね、いろんな提案されたと思いますけど、ちょっとどういったような提案が具体的にあったのかっていうのを教えていただけたら。別に何者が何じゃなくていいので、例えば出資比率が50だ、60だがあったとか、何か特徴的なことを。

◆寺坂寛夫 委員長 どちらですか。局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうですね。いろいろ出資比率につきましては、30%以上ということで、投げかけているものですから、あとは決定した段階で、地元の市内業者との交渉によってその比率を決定していくということなんですけども、姿勢としてね、そのプレゼンの中で出されたところが、数値ありましたんで、それが40%まで考えてるとか、それから50%まで考えますっていうようなところで提案されたところもありました。ですから、そこに対しても配点区分はどうだったのかということについては、もう30%以上確保すると、そういったところはありましたという事実はあります。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私の言い方がすごくよくなって伝わってなかったと思うんですけど、対等であるのはもう大前提、30%以上も絶対やらんといかんと。でも、色をつけるとしたら、何10%以上っていうところでね、差がつくと思ったんですよ、それぞれの。あと、何をもち自分たちは地元の業者さんと手を組みますよと、こういうふうにしますよっていう、何をもちアピールされたのかなっていうね、そこが何か、こんだけそうは言っても点数がちょっとばらつきがあるので、何かオリジナル的な発想の提案もあったのかなと。そこが知りたかった。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 どういう傾向であったかということですか。

◆伊藤幾子 委員 市内企業の応募者の人と、自分たちはこういうことをして取り組んでいきます

っていう何かアピール。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 どういう姿勢。

◆伊藤幾子 委員 そうそうそう。それで皆さん評価されたので、同じことを言っとったって点数にばらつきが出るとは思えなかったの。だって対等は当たり前だから、対等言ったからね、じゃあ、プラス5点なんてならないわけですか。だって、要項で対等ってなってるんだからね。だから例えば、市内に事務所を置くって言われてたところもあったけど、いや、市内にはもう事務所なんて置きませんと、例えば自分とこの本社ちゅうか、営業所のあるところまで来てもらいますとかね。どっかの、来るたびに役所借りますとかね、何かそう言ったんだったらきっと評価は低いだろうとかね、いろいろ思ったんですよ、私2者しか聞いてなかったの。全部聞いてればわかったんですけど。だから、自分たちがどういうことで市内業者の人と取り組んでいっていかって。それをちゃんとアピールせんと、こんな点数の差は出んだろうと単純に思ったので、そこの部分でプレゼンして、ちゃんと話ししてないのに、審査するほうも点のつけようがないなと思ったんです。

◆寺坂寛夫 委員長 できますか、答弁。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 ちょっと手元に当時の審査の段階での内容が、持っておりませんので、取り組み体制についてということもその際の出た点というのは、今、的確にちょっと今現在ではちょっとよう表現させてもらわんとということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ、もうそれはいいです。要は、印象に残らん程度の、どうもそういうお話だったのかなということ受けてめさせていただきます。やっぱりね、細かい、建設委員8名いたらそれぞれどういう評価をしたかという資料までは出せないと、出さないと、そういう姿勢の中でね、こっちはね、A者ということで報告はされてるので、そこと話をされていかれるのでそれで動いていくんですけども、やっぱり、ああ、そうですかでは済みませんので、やっぱり根掘り葉掘りと聞きたくなると思いますか、やっぱり聞かなきゃならないっていうね、それで今聞かせていただきましたので、でも印象に残ってなかったということで理解はします。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。ないようですので、この件について終わりにして、その他、ございますか、執行部。蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 その他、3番のその他ということで、3点御報告をさせていただきます。

1点目が新本庁舎のオフィス環境整備業務についてでございます。本業務につきましては、建設委員会の意見を踏まえまして、仕様の見直しを行い、再度10月8日に公募型のプロポーザルの公告を行いました。2者からの応募がございまして、11月11日にオフィス環境整備業務プロポーザル選定委員会を開きまして、選定委員による提案のヒアリングを行いました。

その結果、株式会社岡村製作所岡山支店を選定をいたしました。2者ともこれまでの経験に基づくすぐれた提案をいただきましたけれども、業務の実績、体制、それからコストパフォーマンスの点ですぐれていたという点から、岡村製作所に決定をいたしました。今後、契約を締結をいたしまして、平成31年の12月27日までの契約期間で、業務を実施していきたいと考えております。本年度は現有備品や会議室の利用状況の調査などを実施いたしまして、設計者が決

まりましたので、設計者との調整を図りながら、オフィス環境のレイアウトであるとか、窓口周りのサイン計画、それから文書管理に係る作業を進めていきたいと考えております。

それから、2点目でございます。2点目は12月補正についてでございます。これから予算計上をさせていただきますけど、2件予定をいたしております。

定例会中にまた御説明させていただくこととなると考えておりますけれども、1件目は新本庁舎建設用地の土壤汚染の調査の増額補正でございます。新本庁舎建設に伴いまして、3,000平米以上の掘削などが発生する場合は、土壤汚染対策法4条によりまして土地の形質変更届が必要となります。新本庁舎建設用地は旧市立病院であったということから、土壤汚染調査が必要となるということで、本年度当初予算に計上いたしまして、同法の14条による自主的な調査を実施いたしました。この調査によりまして、調査区画の一部でヒ素が溶出基準を超えているということが確認されました。このため、今後、法律に基づいて土壤汚染区域の指定が必要となってまいります。範囲をこれから詳細に特定いたしまして、法律に基づく土壤汚染区域の指定に必要な調査を実施していきたいと考えております。当初予算では30メートル区画で調査するという予算を計上させていただいておりますけど、それを実施しておりますけれども、この指定のために10メートル区画の単位で、試料、サンプルですけど、採取を行いまして、ヒ素が検出された範囲を特定する詳細調査を実施していきたいと考えております。

2件目につきましては、新本庁舎建設のお知らせ看板を作製、それから設置費の補正でございます。9月定例会の決算特別委員会で広報の手法として、看板設置について御意見をいただきました。新本庁舎建設地にお知らせ看板を常設することで、事業スケジュールであるとか設計内容の検討状況など、新本庁舎建設事業に関する情報を提供いたしまして、広く市民の皆様への周知を図りたいと考えるものでございます。

それから12月補正ではございませんけれども、もう1件御報告させていただきます。地質調査について当初予算に議決をいただいておりますけれども、建物の位置と深い関係があるために、設計と並行して調査を実施することとしておりましたけれども、スケジュールが若干ずれてきているということから、地質調査が次年度にまたがって調査することが想定されております。2月定例会の先議で予算の組み替えをさせていただきたいと考えております。具体的には、既決の現年度予算を全額減額をいたしまして、今年度から次年度にかけての債務負担行為を設定させていただきたいと考えております。

それから、報告の3点目でございますけれども、市庁舎建築に関する公金支出等差しとめ請求事件、第2回の口頭弁論がございましたので、この件についてでございます。11月6日に、鳥取地方裁判所におきまして、第2回の口頭弁論がございました。第1回の口頭弁論以降、原告側と市側からの提出があった準備書面、それぞれの言い分といいますか主張といいますか、そういうのの書面と、それから証拠説明書、それぞれ提出しておりますので、その確認を裁判所の中で確認をしていただきました。原告側と市側の主張が異なっていることから、もう少し議論が必要だと裁判所は言われておまして、次回も口頭弁論を開くということになっております。12月25日に第3回の口頭弁論を開催することを確認して、終わっております。

報告につきましては、以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 それでは、委員の皆様、御質問なりございましたら。ありませんか。
ないようですのでそれでは以上をもちまして。はい。

◆伊藤幾子 委員 その他。

◆寺坂寛夫 委員長 その他ですか。はい。どうぞ。

◆伊藤幾子 委員 これはちょっと、委員長といいますか、9月議会のときに中核市移行に向けての決議が3名の議員の方から提案されまして、それで保健所の場所については既存施設を活用しというね、そういった表現になっておりました。保健所は駅南庁舎に入れるということで事が進められている中で、あえて既存施設という言葉を使ったか、なぜかというそういった質疑もさせていただきます。そしたら、提案者のお一人である上杉議員のほうから、保健所の設置場所としてどこが適当なのかというのは、議会の中で執行部との議論を重ねる必要があるのかなというふうに思っておりますという答弁をされたわけですよね。

それで、私がね、じゃあこの既存、どこにするかというそれについては執行部任せじゃなくて、提案者3人の方々が今後積極的にね、そのことを執行部に対して検討を働きかけていくのかということを知ったら、これはあくまでも所管の委員会、だから福祉保健委員会で議論していただければというふうに思っておりますというふうに答えられました。

これを聞くと、といいますか、その答弁を受けまして私が思ったのは、駅南庁舎に保健所を入れるということで進められてますけれども、議員の提案された決議の中でそうやってまだ議論をね、福祉保健委員会でという御答弁がありましたので、福祉保健委員会でどうなるかはわかりませんが、その議論の結果及びその議論の結果と執行部との話によっては、今の2万3,000平米っていうのがどう変わってくるのかっていうのは、大いにあり得る話だなと私思いましたので、ちょっとその保健所の場所については、今の時点では不確定だという受けとめで私はいるんですが、提案者のお一人だったので、それでよろしいのかどうか、ちょっとそこは確認をさせていただきませんか。

◆寺坂寛夫 委員長 この庁舎特別委員会での話というのは、今までこの委員会で話を進めたとおりでございますので、今現在、福祉保健委員会でどのようになっているのか、ちょっとまだ聞いておりませんが、それなりの委員会は持たれどと思えます、その辺はね。タイムラグの問題とかもあるでしょうし、そこが駅南庁舎だという方向性は出てると思えますが、その辺はちょっと福祉保健委員会で話し合いになるかと思えますので。進められておると思えます、その辺ね。私もまだわかりませんが、その辺は、どういう状況か。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それは、要はこの9月議会での決議の質疑の答弁からするとね、もう駅南庁舎に保健所なんだということではなくて、要するに保健所の場所を執行部とちゃんと議論を重ねる必要があるのかなというふうに提案者は言われてて、その所管の委員会っちゃうのは福祉保健委員会だと言われたので、今後、わかりませんよ、福祉保健委員会でどういう議論になるのかならんのかかわからんですけど、それによっては当然駅南庁舎っていう前提で進められてきましたが、それも変わることがあり得ると、そういう受けとめでいいんですよと。そこを確認したいんですよ。だって、そういう答弁だったんだもん。駅南庁舎で決まりっていうあれじゃなかったじゃない。あえて、わざわざ既存施設っていう言葉が使われてたわけですからね。ま

だまだ議論する余地があるよと、議論が足りてないよというところまでは言われてませんが、私はそのように受けとめましたので、要は確定ではないっちゅうことでいいですよっていう。

◆寺坂寛夫 委員長 私も、最終確定っちゅうのはちょっと聞いてませんが、方向性はその方向でという。

◆伊藤幾子 委員 どの方向。

◆寺坂寛夫 委員長 駅南庁舎でという方向性で進んでおると思います。その辺までしか、ちょっとようお答えできませんので。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そりゃ、駅南庁舎ということで進んでんのはわかってるんです、それは。それはわかってるんです。だけど、決議を提案された議員さんが、保健所のことについては福祉委員会の中で議論してくださいと言われてるわけだから、向こうさんがどうされるかっちゅうね、福祉保健委員会がどうされるかっていうのはありますけれども、ここはあくまでも庁舎のことを議論する委員会なので、福祉保健委員会の議論とあと執行部との議論で、保健所の場所が変わるようなことがあったら庁舎の面積が当然変わってくるので、そういったことも想定されることですよっていう。確定じゃない。駅南庁舎が確定じゃないっていうことですよって、今は。決議がわざわざ出されたから。

◆寺坂寛夫 委員長 結果的に駅南庁舎のことについては、最終的にそういう方向になれば、駅南庁舎でっていう正式に、そういうことになればでしょうけど、その辺はまだ様子を見なければ、また基本設計ではあくまでも喫緊の課題になりますので、この2万3,000平米のこの問題、どんどん進めなきゃいけないっていうことです、基本設計からね。合併特例債の期限等、いろいろ不落札とかそういうことも可能性もないこともないわけですから、その辺も進められないわけです。両方進められないけんということで御理解いただきたいと思います。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 まあまあ不落札云々かんぬんまでは別にええんですが、要は設計のことが気になるんだったら、早いこと保健所のことをいっぱい議論すればいいだけのことで、とにかくもう駅南庁舎に保健所は入るんだという前提じゃなくてね、やっぱりちゃんと議論しないといけないのではないかということが、提案者がちゃんとそうやって言われているので、やっぱりそこは、私らの特別委員会にしたら議論待ちとかいうか、ということになりますけど、そういう受けとめでよろしいですよっていう。

◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 まず、その決議のことですけども、確かに議場で伊藤委員の質疑もあつたりしたわけですが、保健所のことについては、中核市のこの総務企画委員会、それから福祉保健委員会、両委員会にまたがるという状況の中で、その中で今、この庁舎の特別委員会、議会の中の特別委員会っていうのは、やはりこの常任委員会、委員会以上にまたがるこの問題を議論する委員会でもあるわけで、その特別委員会の中間報告、委員長報告の中で、この2万3,000平米にこの平米数が変動した要因っていうのを明確に上げて、報告をされているわけですよ。それを受けてこの決議ということも出てきている。そういう流れから考えれば、今後、福祉保健委員会で、上杉議員のほうから答弁があつたとはいえ、それは後戻りをするという、この特別委員会での委員長報告をないがしろにするような議論は私はあり得ないと。確認の意味での

そういう議論はあったとしても、その駅南庁舎から別のところに保健所がまた提案されるというようなことは私はないのではないかと。あくまで駅南庁舎、この特別委員会の中間報告で行った内容を大前提として決議をしてるわけですから、今、伊藤委員が言われたことについてはちょっと適當ではないのではないかと私は思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 いやいや、桑田委員が言われるようなことであれば、決議の内容をもうちょっとちゃんと考えて提案されるべきであってね、やっぱり決議に対して一議員が質疑をして、提案者の方がちゃんと答えられたわけですよ。上杉議員の名誉にかけてうそなんか言ってるわけないと思いますよ。だから私はやっぱり常任委員会ってものがね、ちゃんと総務なら総務、福祉保健なら福祉保健、でも、提案者は福祉保健委員会って言われましたので、やっぱりそこでしっかりと議論をしていただくということで、提案者の上杉さんも、最終的に駅南庁舎ということであれば、それは駅南庁舎でいいと思っておると。自分は文化センターとよう言われてますけどね、と言われてるので、やっぱりちゃんとしっかりと議論をするっていう、そこが大事だと思いますので、それがされるまではまだ不透明っていうね、その受けとめで私はいいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 下村委員。

◆下村佳弘 委員 あのときの決議っていうのは一部の方から出されましたけども、今もう議会の意思というふうになってるわけですね、決議がなされたから。その中で福祉保健委員会と執行部とできちんと話し合いがなされるということで、それがまだわかるかわからないかということ委員長に聞いても、ちょっと今まだ、時点ではね。

◆伊藤幾子 委員 ええ。わかるかわからないじゃなくて、それ、だから、確定じゃないでしょ。

◆下村佳弘 委員 だから、委員長に聞くんじゃないで。

◆伊藤幾子 委員 だって、提案者だもん。

◆下村佳弘 委員 うん、提案者じゃなくて、今の時点は委員長だから。提案者はまた、今の委員会とは別な問題ですから。だからそちらのほうできちんと確認されればいい。それと、執行部と一緒にあって、福祉保健委員会が話をなされるということですから。聞くべきは、執行部のほうに聞かれたほうがいいんじゃないかなと。そういう話がなされておるんですがっていうのね。福祉保健部長なり市長なりにお聞きになったほうがいいんじゃないかなということですよ。

◆伊藤幾子 委員 あっちに聞いたほうがいいか。ああ、わかりました。聞きます、じゃあ。

◆寺坂寛夫 委員長 12月議会もありますので、その辺、一般質問等で行っていただけたらと思います。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいでしょうか。

以上で第17回の庁舎特別委員会を終わります。大変御苦勞さまでした。

午後3時03分 閉会